

第四百十回 参議院 科学技术特別委員会 會議録 第八号

平成九年六月六日(金曜日)

午後一時開会

委員の異動

六月四日

補欠選任

中尾 則幸君

菅野 茂君

六月五日

補欠選任

二木 秀夫君

山崎 正昭君

出席者は左のとおり。

委員長 猪熊 重二君

理事 鹿熊 安正君

委員 吉川 芳男君

高橋 令則君

委員 川橋 幸子君

岩水 浩美君

委員 北岡 秀二君

海老原義彦君

委員 香掛 哲男君

松村 龍一君

委員 山崎 正昭君

及川 順郎君

委員 広中和歌子君

水島 裕君

委員 山本 正和君

菅野 茂君

委員 阿部 幸代君

立木 洋君

委員 矢田部 理君

近岡理一郎君

国務大臣

国務大臣 近岡理一郎君

政府委員

科学技术庁長官 官房長

沖村 憲樹君

科学技術庁長官 官房審議官

興 直孝君

科学技術庁原子力局長

加藤 康宏君

科学技術庁原子力安全局長

池田 要君

外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官

河村 武和君

資源エネルギー庁長官官房審議官

谷口 富裕君

事務局側

第三特別調査室長

塩入 武三君

原子力安全委員会委員長

都甲 泰正君

外務大臣官房審議官

稲川 照芳君

気象庁地震火山部管理課長

内池 浩生君

説明員

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(猪熊重二君) ただいまから科学技术特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る四日、中尾則幸君が委員を辞任され、その補欠として菅野茂君が選任されました。

また、昨日、二木秀夫君が委員を辞任され、

その補欠として山崎正昭君が選任されました。

○委員長(猪熊重二君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(猪熊重二君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に川橋幸子君を指名いたします。

○委員長(猪熊重二君) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○北岡秀二君 自民党の北岡でございます。これから約二十分間、このたびの法改正についての質疑をさせていただきます。外務省の方は出席いただきたいと思います。外務省のこのたびの法改正というのは御承知のとおりCTBTに関連しての国内法整備ということ、まず外務省の方にCTBTに関連して基本的なことを二、三お伺いしたいと思います。

御承知のとおり、冷戦構造が崩壊して、この状況の中で核軍縮、軍縮にどんどん進展して、新たな世界平和の秩序を構築していくという過程の中で、このCTBTが日本においても批准される、あるいは国際的にもこの条約自体が発効するということは非常に大きな意義があるように私どもも認識するわけでございます。

ところが、これはもう御承知のとおり、この条約発効というのは、条約の中で指定されておる四十四カ国が批准をしなければ発効しないというふうなことでございますけれども、現段階の中にあって、条約で指定されておる四十四カ国の中でもインドとパキスタンと北朝鮮、この三つがまだ現在署名すらしていないというふうな状況であるということをお聞かしてございしますが、このあたり、この三国がなぜ署名ができないのか、あるいは署名に至る見通し、さらに我が国がこの三国に対してどのような働きかけを今現在されておるのか、まずお聞きしたいと思います。

○説明員(稲川照芳君) お答え申し上げます。委員御指摘のように、インド、パキスタン、北朝鮮は署名をいまだやっておりません。

その理由といたしましては、インドは条約交渉の過程におきましても、時間的枠組みを付した核廃絶ということが明確に条約に規定されない限り条約に加入しないと、あるいは自分の国が反対しているにもかかわらず、インドの批准が条約の発効の要件となっていることは主権の侵害であるというふうな理由によつて、CTBTには署名しないとの立場を九六年六月の段階から明らかにしておりまして、八月の軍縮會議におけるいわゆるコンセンサスで採択されることに対して反対した経緯がございます。このインドの考え方は、基本的には現在も変わっていないというふうな理解しております。

パキスタンはCTBTそのものについては支持しておりますが、現に九六年九月の国連總會におきましてこの条約が採択されたときには賛成しております。しかし、安全保障上の観点から、インドが署名しない限り自国も署名しないというふうなことで、いまだ署名しておりません。

それから、北朝鮮に關しましてはこれまでこのところC T B Tについての考え方を明らかにしておりません。

こういうような状況で、C T B Tの発効のためには、たゞいま先生がおっしゃいましたようにインド、パキスタンなどの条約十四条に特定された四十四カ国がすべて批准書を寄託しなければ発効しないということになっておりますが、現時点で発効の見通しは具体的に立っていない、申し上げることはできない段階でございます。

我が国といたしましては、これらの国に対して、やはりより多くの国がC T B Tを批准することにより核実験禁止に対する国際社会の総意というものを示していくこと、現在のところ百四十四カ国が署名しており、批准国が二カ国というふうな承知しておりますけれども、この数が大きくなって国際的な総意を形成していくこと、それから多数国間のいろんなフォーラムがございますけれども、例えばA S S E A Nのリージョナルフォーラムというような機会を設けて、特にインド等との間で対話を重ねて信頼醸成を進めていきたいと思っておりますし、他方、二国間のいろんな対話の形がございますので、そういう機会に署名、批准ということ働きかけていきたいと思っております。

我が国といたしましては、先生御指摘のようにC T B Tというのは極めて大事な条約でございます。これが一刻も早く発効するように努力してまいりたいと思っております。

○北岡秀二君 もうこれ言わずとも御承知のとおりでございますけれども、本来、核を保有する力がありながら核を保有しない国、世界の中でも経済的なことも含めて非常に大きな役割を担わなければならない日本として、今のお話ではそれなりの努力はされていらっしゃるということでございますけれども、これは基本的に四十四カ国が署名、批准しない限り発効しないというような前提があるものでございますので、そういう観点から申し上げますと、過去のいろいろな経過等を踏ま

えて考えてみますときに、日本が果たしていく役割というのには非常に大きなものがあるだろうと思っております。そのあたり、重々御承知だろうと思っておりますけれども、ぜひともそういう観点にのつとつた上で、継続してより強力にそのあたりの外交を推進していただきたいと思っております。

C T B T条約の中身の問題について、ちよつとこれは基本的なことでございますけれども、発効したら、例えば核実験あるいは核実験をやった国に対してどのような制裁措置がとられるようになっておるのか。そしてまた、なおかつ今申し上げましたとおり、条約の発効までのぐらいいと年数がかかるかわからない。ちよつと昨年でしたね、中国あるいはフランスの核実験ということ、日本の国内はもとより全世界にいろいろな波紋を及ぼしたというふうな状況の中で、発効前、これからどのぐらいいかかるかわかりませんが、その間の制裁措置というのは何らかの方策というのはいないものでか。

○説明員(福川照芳君) お答え申し上げます。

ただいま先生がおっしゃいましたように、条約が発効した場合におきましては、条約上は次のような措置をとるということになっております。

まず、第五条でございますけれども、条約に違反する事態を是正し及び改善するための制裁を含む措置について規定しております。核実験の実施により条約上の義務に違反した国がある場合には、締約国会議、これは最高の機関でございますけれども、同条に基づきまして次の具体的な措置をとることが出来ます。

まず第一に、第五条二という規定がございます。締約国が条約に基づく権利及び特権、例えば締約国会議に出席して投票する権利、それから現地査察を要請する権利を行使することを別段の決定を締約国会議が行うまで制限するは停止することが出来ます。それから、五条三には、締約国に対して国際法に適合する集団的措置、例えば外交関係の断絶を通告することが出来ます。さらに、

五条四におきまして、締約国会議または事態が緊急である場合には、執行理事会は問題について国際連合の注意を喚起することができるといふふうになっております。

しかしながら、条約自体がまだ発効しておりませんので、こういう条約上の制裁措置ということをとれないことになっております。しかしながら、C T B Tの条約自体は既に百四十四の国が署名しております、二カ国が批准しているという状況で、ウィーン条約法によりまして、一たん署名した国につきましては条約の趣旨に反することができないということになっております。

そういう意味で、このような多数の国が参加あるいは署名しております核実験禁止に違反する行為を行うということは実際上はなかなか難しいということでございます。そういう意味で、この条約自体が採択されたということが核実験禁止のための一歩前進であると理解しております。

○北岡秀二君 制裁措置ということにこれまた関連することでありまして、条約の中では国際的な監視体制を置くというふうなことになるわけでございますけれども、今の論点と同じ質問でございますが、発効までの間に国際的な監視体制がとれないか、このあたりはどうでしょうか。

○説明員(福川照芳君) お答え申し上げます。条約の第四条一はいわゆる検証制度、この条約の最も根幹をなす検証制度でございますけれども、この条約が効力を生ずるときに、検証について条約が定める要件を満たすことが出来るものとするというふうな規定しております。この条約が発効するまでに検証制度を整備するということになっております。

しかしながら、条約が署名されていまだ間もない段階でございます。この段階におきまして現在ウィーンにおいて包括的核実験禁止条約機関の準備委員会というものが設けられておりまして、国際監視制度を含む検証制度の整備について作業計画に關して鋭意検討を行っているところでございます。具体的な整備状況がいつになるかという

ことは現在のところ申し上げられませんが、その準備段階をやっておるところでございます。

○北岡秀二君 もう前段にも申し上げましたけれども、今まさに日本の国際貢献というのが内外問わず問われておる状況でございます。私は本當に今の日本の特色というか、これからの本當の意味での貢献ということを考えてみますときに、国連の舞台あるいは国際舞台の中で日本がこういう分野においてどんな先進国の一員として積極的に貢献をしていくというのが非常に大きな役割のような感じがいたします。

ですから、ぜひとも、これからまだいろいろな課題もあるだろうと思っております。日本側はこのたび先進国の他の諸国に先駆けて批准をするという動きがほば目前でございますので、そのあたりとどんどんフォーロウしていただきたいと思っております。

法律について科学技術庁にお伺いしたいわけでございますけれども、このたびの法案というのは核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の部分改正でございます。これは本當に文字どおり、核物質や原子炉の利用等についての規制を行う法律というふうな私どもも理解しております。わけでございますけれども、このC T B Tに關連しての国内法整備ということ、なぜこの条約に対して法改正で臨もうとしておるのか、そのあたりのねらいをお伺いさせていただきますと思っております。

○政府委員(池田要君) お答え申し上げます。

先生が今おっしゃいました法律は短くは原子炉等規制法と称しておりますけれども、そもそも核爆発装置が原爆と水爆に大別されるわけでございます。現在の技術レベルではそのいずれもが実際に核燃料物質、ウランですとかプルトニウムを用いて核爆発を生じさせるものでございます。我が国では製錬から使用、再処理、廃棄と申しました一連の核燃料物質にかかわります。こういった行為を原子炉等規制法によって規制しております。

す。したがって、核爆発という行為につきましてもこの原子炉等規制法で規制することが適当であると考えに至った次第でございます。

また、この原子炉等規制法につきましては、日米原子力協力協定などの二国間の原子力の条約、それから核兵器の不拡散に関する条約、それから核物質の防護に関する条約、こういった原子力関係の条約を国内で担保しますときの法律として機能してございます。

C T B Tが禁止いたします核爆発も核燃料物質を用いた事象でございますし、原子力、いわゆる核エネルギーを伴いますのでございますから、C T B Tも原子力関係の条約と位置づけることが可能であると考えておりますし、こうした観点から原子炉等規制法で担保することが適当だという判断に至った次第でございます。

○北岡秀二君 ありがとうございます。
次に、核物質の管理という観点からちょっと質問をさせていただきたいと思っております。

このC T B Tということに関して我が国が、国が間違いを犯すということは基本的にはまずあり得ないだろうと思うわけでございますが、最近の犯罪の凶悪化の傾向あるいはテロリストという問題を考えてみますときに、私はC T B Tの批准ということを機に、より核物質の管理というのを強化する必要があるのではないかなというように感じするわけでございます。

と申しますのは、これもちよつと全然違う例えでございますけれども、つい先日の東海村の動燃の事故の現場においても、イタリヤ人が侵入して写真を撮ったというような出来事もございました。これは多分、本来侵入禁止の領域まで入って、どさくさに紛れて入ったのかどうか知りませんが、これでも、入られた。これもし万が一テロリストであればというようなことを考えてみますときに、私は内部構造等を十分に承知しませんけれども、ややもすると危険な場面もあるんじゃないかなという感じがするわけでございます。

従来、今までの原子炉等規制法によって核物質

はどのように管理されてきたのか、そしてまたより一層強化する必要があるように感じるわけでございますけれども、そのあたりの御見解をお伺いいたします。

○政府委員(池田要吉) お答え申し上げます。

我が国は、原子力基本法の精神にのっとりまして、先ほど申しました原子炉等規制法などによりまして原子力の開発、利用につきましては平和の目的に限定して進めてきてございます。

具体的に申しますと、原子力の事業者に対しては計量管理、こういった規定の作成、それに基きます核燃料物質等の厳格な管理、それから核燃料物質の取り扱い状況の記録とか報告を義務づけております。また、このほか封印をいたしますとか、監視装置によつてこういった核燃料物質の移動を監視する。また、こうした原子力事業者から報告されました核燃料物質の取り扱い状況、それから実際の活動内容との間にそごがないというところを現場で確認いたしますために査察を実施しております。

また、我が国は核不拡散条約に基づきまして日本とI A E Aの間の保障措置協定を締結しておりますし、I A E Aによりまして保障措置を受け入れております。I A E Aの職員によりまして主要な原子力施設への査察が行われておりまして、国際的にも厳格な管理が行われているところでございます。

このように核燃料物質につきましては厳格な管理が行われているところとございまして、先ほど先生から御指摘がありましたようなことも考えますと、このC T B T条約の締結を機にさらに一層こうした現在の核物質の管理体制の徹底に努めてまいらなければならないと考えております。

○北岡秀二君 いろいろな意味で日本の国内の安全神話というのが崩れておりますので、そのあたりも、これも動燃の問題でいろいろ原子力関連の問題について再点検をされるだろうと思っておりますけれども、今申し上げた部分もこのたびの法律改正と

いう意味じゃなくて、トータルで積極的にこの取り組みをいただきたいと思う次第でございます。

最後に、もうあと時間がわずかしかございませんが、大臣にお伺いをいたします。

今の管理という観点でもそうでございますが、我が国がプルトニウム利用政策を推進していく上で、管理というの非常に重要なポイントでございます。ところが、プルトニウムの利用に関連して、我が国のプルトニウム計画、一連の東海村の出来事以降、ある意味でいうと順調にそのあたりの計画を推進していく環境というのは整いつつあったんでございますが、一挙にそのあたりも非常に大きな大きな障害がやってきましたこととございまして、しかしながら、我が国いろいろな将来の原子力政策、エネルギー政策ということを考えてみるときに避けて通れない問題である。

このプルトニウム計画について、今後の取り組みの姿勢、大臣はどういうふうにご考へていらっしゃいますか、お伺いいたします。私の質問を終わりたいと思っております。

○國務大臣(近岡理一郎君) プルトニウム計画の推進につきましては、先生御案内のとおり、二月四日の閣議了解を踏まえまして、今もお話ありましたとおり、何とでもやはり国民全体あるいはまた立地の地域の方々の理解と協力がなければできないわけでございまして、そういった意味で最大限の努力をしていかなきゃならぬと、このように思っております。過敏、私も通産大臣と一緒に、さらには総理からも福島、新潟、福井の三県の知事へ説明を行いましたし、また両省庁で協力して地方自治体あるいは議会等への説明も行ってきたところでございます。

今後とも地元の意向を十分踏まえながら、地元との懇談会あるいはシンポジウムあるいはフォーラム等の場での説明、さらにプルトニウムの意義、安全性等にかかわる一層の情報公開等、政府が一体となって積極的な対応をこれから行ってまいりたい、このように思います。

○北岡秀二君 結構です。

○高橋令則君 法案に関連をして、少し前提となります条約の問題をお尋ねしたいと思います。

いわゆるC T B T、包括的核実験禁止条約そのものはきょう午前中、参議院で承認議案として可決をされております。そういう意味で、まさに我が国が条約の実施に向けて大きく踏み出したということが言えるわけでございまして、非常に意義のあることだということに理解をしております。

しかしながら、さつき北岡委員も言われましたように、条約の発効まではどうも相当山がありそうです。条約そのものを我が国は批准したとしても、国際的に本当に効力を持つまでにはどうも一山も二山もありそうだとおもうことが大いに懸念をされているわけです。それで、さつきインド等、保有しているあるいは反対している国の名前が挙がりました。ちよつとこれは難しいことですが、北岡委員の御質問の中で今後の見通しについてのお答えが私にはちよつと不十分だったように思われますので、一体このC T B Tが発効するのにならぬという期間的な見通しとかそういうものをお持ちであるか、もう少しお聞かせをいただきたいと思います。

○説明員(福川照秀君) お答え申し上げます。

C T B Tは、先ほど申し上げましたように百四十四という国が署名いたしまして、さらに二カ国がこのうち批准しております。この条約の発効のためには特定の四十四カ国の批准の寄託が必要であるとしておりまして、この四十四の批准が必要な国の中にはインド、パキスタン、それから北朝鮮も入っております。もちろん、そのほか日本も含めまして原子力施設を有している国が入っておりますけれども、特にこのインド、パキスタン、北朝鮮につきましては、条約の署名そのものもしておられないということで大きなネックになっておるわけでございます。

したがって、インド、パキスタン、北朝鮮、特にこの三つの国を挙げておりますけれども、基本的にこの条約の署名を拒否している国をまず署名、そして批准というふうに行っていくか

がこれからの国際社会の課題であると思っております。その意味でこれらの国に対していかんにかして働きかけを行っていくかということが私どもにとりまして大変大切な努力目的であると思っております。

その方法といたしましては、国際社会全体の意思として、この条約はぜひ批准すべきであるという政治的なプレッシャーをかけています。そういう意味で、条約の批准を一刻も早く国際社会を代表するような大きな声としていきたいということをごさいます。今回批准の手続をいただいておるわけでございます。

それと、さらにこれらの国が属しております地域のいろいろな対話のフォーラムがございますけれども、そういうフォーラムにおきましても各国の総意として働きかけていく。さらに二国間のレベルでいرونなことでの対応がございます。若干北朝鮮については難しいわけでございますけれども、国際連合の加盟国でございますから、国連におきまして条約についての対応を明らかにして、そして国際連合全体として条約の批准が重要であるということ働きかけていくということが現在考えられております方法でございます。

こういうあらゆる手段を使ひまして、特に三国の条約の批准を実現して条約を発効させていきたいというふうにごさいます。

○高橋令則君 見通しをもう少し具体的に答えていただければよかったです。実際には難しいということはおわかりです。というの、各紙に伝えられておりますインパクトの言い分なんか見えてきますと、なかなかそう簡単に、はいそうですかというふうな雰囲気にはちょっと見えないようなことがあるわけですね。また、いろいろ批判をされるマスコミなんかでも、よく眺めてみますと、これについて具体的な提案があるわけじゃない。結局、やはりインド、パキスタンに対して核保有の選択を残したいという政策、これをなかなか外しようもない。やっぱりこれを外していくのは、アメリカを中心として国際社会がこの地域全体の

安全保障、そういったものでいわばインドの気持ちというんですか、パキスタンというのか、今反対している国々の気持ちを和らげていくしかないのかなというふうな、やはり抽象的な話にしかかかっていないわけですね。

しかし、それではC T B Tがこれだけの国の賛成で国連で採択されたといっても、発効までには本当に時間がかかる話でありますので、今審議官が言われましたけれども、もう少し具体的な、もつと具体的な見通しが持てるように日本としてもぜひとも御努力をいただきたい、これは要望でございます。

その次に、ちょっとお尋ねをいたしたいんですが、C T B Tが国連総会で採択されたわけですが、やはり次のステップの核軍縮に進む必要があると思ふんです。それについて次にごさいます。それは何なのか、それに対してどういう取り組みをしておられるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○説明員(福川照芳君) お答え申し上げます。我が国は、核兵器のない世界を目指して具体的な核軍縮措置を一步一歩実施していくことによりまして核のない世界を実現していきたいというふうに考えております。このような観点からいたしまして、C T B Tに引き続き、ジュネーブ軍縮会議におきましてカットオフ条約、いわゆる兵器用核分裂物質の生産禁止ということを目指した条約交渉でございますけれども、これが早期に開始されることが核軍縮の重要なステップであると考えております。

カットオフ条約は、N P T非締約国及び核兵器国の核能力そのものを凍結することによって、核不拡散、核軍縮のいずれにも資する措置であると考えております。この問題はN P T無期限延長決定が九五年に意思表示されたわけでございますけれども、このときに採択されました「核不拡散と核軍縮の原則と目標」という決定におきましても、この交渉の即時開始と早期妥結がうたわれているところでございます。

しかしながら、ジュネーブの軍縮交渉におきまして、カットオフ条約に関して特別委員会を設けて直ちに交渉に入ろうというのが大多数の意見でございますけれども、依然として非同盟の一部の国はカットオフ条約と並行して核軍縮交渉を行うべきであるということをごさいます。すなわち、非同盟諸国は核軍縮を行うための特別委員会を設けようという動きをしております。これが核保有国の拒絶に遭っているということで、交渉が進んでおりません。

そこで、日本といたしましては、少なくとも核軍縮に関する特別措置調整者というものを設定いたしました。一刻も早くカットオフ条約の交渉を始めるべきだということで、現在も努力している段階でございます。

○高橋令則君 今、審議官がおっしゃいましたように、C T B Tに続く核軍縮の次のステップは核保有国の核にも監視の網をおおせることができる、いわゆるカットオフ条約かなというふうなことで取り組みが進められていることは承知しておりますが、これまた非常に難しい問題で、C T B Tを上回る困難な前途が予測されるわけですね。しかしながら、我が国は唯一の被爆国ということでありまして、次のステップ、このカットオフ条約の実現に向けて精いっぱい努力をしていただきたい、このように思います。

次の質問ですけれども、ちょっと戻りますが、C T B Tの実施機関と申しますか、この条約の実効を担保していくための国際機関が設けられるわけですが、これに対して、やはり我が国は相当関与していく、貢献していくことが重要だと思ふんです。人の問題もあると思ふし、それから経費の負担の問題も条約にありましたけれども、具体的にその辺あたりはどうなっているのか、どのようにお考えなのか、お伺いします。

○説明員(福川照芳君) お答え申し上げます。委員がたいま御指摘されましたように、包括的核実験禁止条約機関は条約の趣旨及び目的を達成して、条約の規定の実施を確保し、並びに締約国間の協議及び協力のための場を提供するために条約により設立されたものであり、オーストリアの首都ウィーンに設置されることになっております。昨年十一月に包括的核実験禁止条約機関のための準備委員会というものが設立されまして、我が国はそのもとに置かれました暫定技術事務局における五つの局長ポストのうち、法務、対外関係局長のポストに外務省員を派遣いたしました。そしてまた、国際監視制度の検証局にも、先般、検証分野の専門家として気象庁から派遣いたしましたところでございます。今後とも、本条約の機関の果たす重要性にかんがみまして、可能な限り人的な貢献を行ってまいりたいと思っております。邦人の職員の活躍を期待してまいりたいと思っております。

それから次に、このC T B Tでは核実験を国際的に監視する観測網の整備が非常に重要なわけですね。この中身を見ますと、地震、放射性核種、水中音波、微気圧振動というふうな内容になっておるようでございます。まず現状からお聞きをしますが、外務省の把握として現在の世界の、幾らでしたか、百八十でしたか、ちょっと資料を見落としました。現状の核爆発を感知する能力というのはどの程度だというふうな把握をされておりますか。

○説明員(福川照芳君) お答え申し上げます。現在のとこ核実験、最近では中国それからフランス等の実験が実施されてきたわけでございますけれども、これに關しましては世界的にいろいろな監視網ができておまして、特に地震とか放射性核種あるいは微気圧振動等の監視技術を用いた監視によりまして、大体カバーできておるといふふうにごさいます。この条約が発効するまでに、地震とか放射性核種、水中音波及び微気圧

振動の四種類の監視技術を用いて監視網を完成することになっております。その意味で、条約が目的といたします核実験、核爆発について十分に対応できるような監視網ができるというふうに思っております。

○高橋令則君 手元の資料によりまして、四つの観測網のトータルは全世界で合計三百二十カ所という数字が手元にあるんですけども、いずれにしても、少なくとも条約で決められた、あるいは予想された爆発、これはきちんと検証しなければ実効が期待されないわけです。特に、地震とかそれから微気圧振動、それから放射性核種監視といった、日本が関与できるあるいは貢献できる分野については、我が国の技術精度という点からいたしまして期待が大きいようでございますので、我が国としてもその面では十分貢献していく必要があるというふうに思います。

それで、我が国の状況についてお尋ねしたいんですが、現状はそうだとしまして、恐らく今後国際機関に対する経費の分担等も含んで、全世界的に観測網の整備を進められると思っておりますが、我が国の今後の条約の発効に向けて、こういう観測網の整備はどのように進められる御予定なのか、それをお伺いしたいと思います。

○政府委員(加藤康宏君) 今、先生御指摘の二種類でございますが、私の方から放射性核種の監視の方につきましては、御説明させていただきたいと思っております。

御指摘のように、CTBTを受けまして、放射性核種の監視施設といたしまして国内で二カ所、これは沖縄と群馬県高崎でございますが、その観測所及び一カ所の実験施設、これは東海村でございますが、これらを設置する予定としております。具体的には日本原子力研究所においてその設置に向けて調査検討を開始したところでございます。

また、先ほども御説明ございましたが、ウィーンの方におきまして、そのCTBT条約の準備委員会におきまして、放射性核種の施設を含めまし

た施設につきまして、その能力とか運営方法について技術的な検討が進められているところでございます。

それらの検討結果を踏まえながら、今後具体的な整備計画が立てられ、それに従って設置されていくということでございます。したがって、我が国としてもそういう技術的な検討に積極的に参加をするなど、国際監視体制が早期に整備できるような、できる限り協力していきたいと考えている次第でございます。

○高橋令則君 総括的に外務省、どうですか、今の件。

○説明員(福川照若君) お答え申し上げます。今、原子力局長からもお答えがございましたけれども、放射性核種につきましては御説明のとおりでございます。それから、我が国に設置予定の監視施設でございますけれども、地震学的な監視施設につきましては気象庁の長野県松代に観測所がございますけれども、これを主要観測所として、あるいは北海道から沖縄までに点在する五地点の観測所を補助観測所とすることになっております。これらの観測所は、松代の観測所を中心

に、実は八四年から関係国の任意の協力として行われてきている地震学的データの国際的な交換実験に参加してきておりまして、そういう意味で、地震学的な観点からの国際貢献というものは極めて大きいものがあるということで、期待いたしております。

○高橋令則君 ちょっと実務的な話をお尋ねしたいんですけども、そういう観測網が国内の既存の施設それから新しい施設を含めて位置づけられますね。その場合、それに対する指揮命令系統というのは、アメリカの国際センターに直結しているのか、途中で、我が国の機関が関与するのかわからないのか。それとも、一たんそういうところで観測したやつは科技術なり気象庁なり、外務省は技術屋さんじゃないからちよつとわかりませんけれども、そういうところで一たん集約して日本としてこうだというような形になるのか。その辺の国

際監視網に組み込まれた施設の指揮命令、情報伝達のルートというのはどうなるんですか。

○政府委員(加藤康宏君) 条約の履行に関するものでございますので、そういうデータは日本のものにつきましても一元的に外交チャンネルを通して報告されるものと考えておりますので、外務省の調整のもとに進められる話だと考えております。

○高橋令則君 外務省、そういうことですか。ということば、今までこういうことがあったわけでしょう。チェルノブイリだったか何だか核爆発があった。そうしたら、オーストラリアとかそっちの方が速くて日本は遅かった。それは伝達の、要するに観測機関と行政の連携等やいろいろあるわけですか。同じようなことが各国で起きるとすれば、国際的な監視網というのは機動的に作動しないという場合があり得るわけです。かといって、国には国の主権がありますから、国家主権との関連でそれは一体どういふふうに整理されているんだらうと思ってお聞きしているわけです。

○説明員(福川照若君) お答え申し上げます。実験を採知するためのデータでございますけれども、これはウィーンに本部を置きます事務局内にセンターを設けてまして、そこに対して各国の各地域に設置されます国際監視網によってデータが随時入るようになっております。そして、そのデータセンターに入りまして情報につきましては各国に対して直ちに伝達されるということになっております。この情報のシェアというものはキーワードでございますが、この点が十分確保されるように条約上はなっております。

したがって、我が国といたしましては、この国際監視制度によって得られますデータというものを各国との間でシェアして、日本の国内におきましては関係省庁との間で情報をシェアして十分にこれを活用してやっていきたいというふうに考えております。

○高橋令則君 ちょっといまいまいわからぬところがあるんですが、これだけにこだわっているわけにはいきませんので、国際機関にいわゆる端末から直接データが行くのか、それとも途中で、我が国として国の主権というものがありませんから、それをカットして、そして、加工とは言いませんけれども、そんなことをするのかしないのか。そういうふうなルートによっても非常に違ってくると思っております。それは条約の問題があるでしょうから、そこら辺をきちんと整理して混乱が生じないように、しかも迅速に条約の目的が達せられるように措置していただきたい。これは要望を申し上げます。

それから、気象庁の方においでいただいているのでちよつとお尋ねをしたいんですが、微気圧振動監視は気象庁の御担当でいらっしゃるんですけども、これは四つの観測網のうち、四分の一というのはなんですが、非常に大事なパートを占めるわけですが、これはもう既に装置だということに聞いておりますので、過去に核爆発等についてどういふふううに探知をされて、どの程度の成果があつて、そして今後はそのままでいけるのか、それともやはり条約に伴ってさらにより精度の高いものに整備を要するのか、その辺を、過去の実績と庁としての条約の発効に向けての整備のお見込みについてちよつとお尋ねをしたいというふうに思っています。

○説明員(内池浩生君) お答え申し上げます。地震の方で説明いたしますと、気象庁では我が国及びその周辺に発生する自然地震の活動監視を目的に地震観測網を構築しております。この観測網を構成いたします長野市の松代町にあります精密地震観測室におきまして、最近では平成七年五月、同年八月、それから平成八年六月に中国が行った地下核実験により生じたと思われる地震波を観測してございます。

御質問のありました微気圧振動でございますけれども、過去において大気中で核爆発実験が行われた時期がございますが、その時期には微気圧振動をとらえたことはございません。

ただ、近年、核爆発実験が地下で行われておりますので、そのために気象庁の観測では微気圧振動があらわれたことはありません。

○高橋令則君 ちよつと時間も過ぎましたので、法文に入つて二、三お尋ねをしたいと思ひます。

第一条のところで「原子力の利用等」という改正がございませぬ。技術的な改正だと思ひますが、研究、開発の利用を「利用等」というふうにくくつてしまつた理由、法令用語で「等」というのは大変いろいろな意味に使うわけでありまして、この点をお尋ねしたいと思ひます。

それから第二点は、六十七条の第四項、第五項、それから六十八条の三の第一項にかかつてですが、内閣総理大臣は関係者に対して報告をさせることができるありますが、こういう国際機関から報告を求められたことについて関係者に対し報告をさせるといふのは、国際機関に直接ではなくて、一たん国として受けとめて国が報告するという形になるんだらうと私は解釈をしていんですが、そういうことでよろしいかどうか。

それから、六十八条の三ではいわゆる条約機関の職員が入つてくるわけですが、これが国内の職員と同じように一定の行動をすることになつていんですが、これにかかつて、もし不法行為的なものが生じた場合の賠償の問題がどうか、これをお尋ねしたいと思ひます。

それから罰則ですが、第七十六条の三で七年以下の懲役というふうになつております。これは、既存の条文は、御承知のように、生命それから財産の危険を生じさせた者は十年以下、それからこれらをもつて脅迫したのが三年以下というふうになつていられるわけですが、ちよつと真ん中辺でこれはいいのかなというふうな気がしないではありませんが、その辺の罰則の考え方、以上の点をお尋ねしたい。

○政府委員(池田要君) 今般、原子炉等規制法につきましては、「目的」を改正いたしました。

この「利用等」と改正した理由でございませぬけれども、このCTBTにつきましては、そもそも

核爆発といひます原子力の利用を一切禁止するということを目的とするものでございまして、現行の法律が考へておりました「原子力の研究、開発及び利用」という範囲ではなかなか読みにくいといったことから、むしろ「等」を加へまして、またそういうことによつてこの利用の禁止を改めるようにしたと。

この際に、この考え方といたしましては、そもそももとの規制法にございまして「原子力の研究、開発及び利用」において使つておりました「利用」という用語でございませぬけれども、これはこの当時は、もともとの趣旨は、研究、開発、その次の利用ということで、これはそもそも実用化といったことでの使われ方がされておつたと。そうしたことから、今回はこの「利用」ということをむしろ「研究、開発及び利用」、これも一切含めまして広い範囲で「利用」という言葉を用いることにし、かつ「等」ということでこのよう核爆発利用の禁止といった意味合いまで含めることにさせていただいた次第でございませぬ。

それからもう一つ、報告につきまして、このCTBT機関に対する報告については、一たん国が受けとめて、それから報告をするということであるらしいかといつたお尋ねがございました。確かに先生御指摘のように、この報告の徴収は、国が関係者から一たん報告を徴収した上で、国際機関として設けられますCTBT機関に報告することとしてございませぬ。

それからもう一つ、外国人が査察におきましては入つてくるわけにございませぬ。その際に不法行為が行われた場合に、これに対する賠償等はどうかといふかといつた御質問がございました。今回、査察が行われます際には、この法律におきまして政府の職員が立ち会ふといつたことになつてございませぬ。したがいますと、この査察が適法に行われるように確認をすることが行われるわけにございませぬから、一般的に申し上げまして、査察員が不法行為を行うといつたような事態が起るという可能性は極めて低いと思つてお

ります。また、これにつきましては、これまで原子炉等規制法におきましても保障措置といふことで国際原子力機関の職員が査察を行つてきておりますけれども、これもかなり長年の経験を持つておりますけれども、一切そういう問題が生じたことはないといふこともあわせて申し上げたいと思ひます。

ただし、先生が御指摘のように、仮に査察員の不法行為があつたといつた場合につきまして、今回の改正におきましても、それからこれまで類似の国際機関によります査察におきましても、特に賠償請求といつたようなことについての規定は設けてございませぬけれども、仮にこつた不法行為が行われたといつたことになりまして、国民の権利保護のために政府としていかなる対応をするかといつたことにつきましては、査察員に与えられた資格の取り扱い、例えば外交上の特権ですとか、こつた扱いも含めてどうするかといふ点につきましても外務省と相談してまいるといふことにならうかと思つております。

それからもう一つ、罰則につきまして、七年以下の懲役といふことにつきましてのお尋ねがございました。今回のこの規定は、包括的な核実験の禁止を担保するために、危険の発生といつたことの有無を問わないで、核爆発を生じさせたといつたこと自体を禁止するものでございまして、これを生じさせた者を罰しようといつたものでございませぬ。量刑といつたことになりまして、現行の原子炉等規制法におきましても、核爆発を含めてこの核分裂を起させるといふ場合の量刑といふことになりまして、十年の懲役としてございませぬ。こつたことと比較されました場合に、危険の発生を必ずしも要件としないので、核爆発を生じさせた者を罰する場合の量刑といたしましては、その一つ下のランクとしての七年といふことにした次第でございませぬ。

○高橋令則君 時間ですから、終わります。○川橋幸子君 CTBT締結のものにも賛成でございませぬし、それに伴ひます国内法制の整備といふことで、今回、原子炉等規制法、フルネームは大変長い名前のようにございませぬが、この法改正にも賛成でございませぬ。

きょうは、私は、我が国のブルトニウム政策といひましようか核燃料サイクル政策のあり方といひましようか、あるいは見直しの必要についてという観点から、今法案に関連して質問させていただきたいと思ひます。

動燃が国民各層からの大変大きな不信を受けているわけにございませぬが、これは動燃にとどまらずに科技庁に対する不信にもなつていると残念ながら言わざるを得ないと思ひますし、それから、役所に対するというよりも、むしろ日本の原子力行政、原子力政策はこれでいいんだらうかといふ、そういう基本的な問いかけを国民の側から現在私どもはいただいていようか気がいたします。

安全神話といひましても、今回の経験を踏まえると、やはりどんなに日本の技術力が優秀であつたとしても、日本だけが例外ではあり得ない。核の問題あるいは核燃料の問題といふのは、どの国も非常に夢を追いながら手痛い失敗を繰り返して、現在、高速増殖炉からは撤退といふ、こつた状況になつていられるわけですが、日本だけが例外ではあり得ないのではないかと、こつたこつた気が持ちは素人の国民であるからこそ余計強くしようか、私自身もそうでございませぬけれども、もう一回この核燃料サイクルの計画を基本的に見直す必要があるのではないかと思つていられるわけにございませぬ。

といふことで、まず第一点は、現在運転停止といひましようか、運転凍結しておられる「もんじゅ」でございませぬが、高速増殖炉につきましては、電力業界からのコストの問題等々も提起されていられるところをございませぬ、当面の運転凍結といふよりも、むしろ計画そのものを凍結して、「もんじゅ」の役割といふものを見直す必要があるのではないかと

はないかと思いますが、いかがでございますでしょうか。

役割の見直しという意味は、せっかくここまで研究が重ねられてまいりました「もんじゅ」でございますので、「もんじゅ」の性格をフルトニウム増殖から、むしろ国際的な研究機関というふうな、核燃料のごみとしての要素を解消できるような、そういう新たな研究機関として見直すということが考えられると思いますが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(加藤康宏君) 高速増殖炉につきましては、もう先生十分御承知と思いますが、限りある貴重なウラン資源の利用効率を軽水炉の数十倍に高めることができるということで、資源の乏しい我が国にとつては、将来にわたるエネルギーの安定供給確保のためには非常に重要なものと考えております。しかも、技術を確立すればエネルギーが得られるという意味で、日本にとつても非常に適したエネルギー確保手段ではないかと思っております。

今、先生から「もんじゅ」は研究炉として活用すべきだという話がありました。もともと「もんじゅ」自身は研究開発のための炉でございます。増殖というの当然その目的ではございませぬが、高速炉のシステムがきちっと機能して動く、そういうことを実証するということが非常に重要なわけでございます。そういうのが動きますれば、先ほど先生が燃焼に重点を置くとたしかおっしゃったと思いますが、そういうようなことも研究としては可能なわけでございます。いずれにせよ、「もんじゅ」がきちっと動かないとそういう研究もできないわけでございます。

その「もんじゅ」でございますが、事故を起こした後、現在、原子力委員会の高速増殖炉懇談会におきまして、幅広い人からの御意見をいただいているわけでございます。そういうところで当然そういうような御意見も出るかと思いますが、いずれにせよ、そういう「もんじゅ」の扱いを含めました将来の高速増殖炉開発のあり方につきまして

て、現在審議中でございます。

それらの結論を踏まえながら、高速増殖炉のあり方については適切に対処してまいりたいと思っております。○川橋幸子君 現在審議中ということですが、その事情はわかるわけですが、私が申し上げておきますのは、三十年間一つの路線をずっと追いつけてきたけれども、残念ながら大きな転換期といえますか、大きな課題にぶち当たっているといえますか、「もんじゅ」を動かすのかどうかというよりも、もうひとつ打開点を探るためにどうすればいいかという意味で私きょうは質問しているつもりでございます。

というところで、次に移りたいと思いますが、使用済み燃料といえますのは、以前も私、この委員会で、大変厄介なごみと考えるのか、新たなエネルギー源と考えるのか、あるいはもう一つは、日本は原子力は平和利用に限ると申しておりますけれども、絶えず国際社会では核兵器の要素になるのではないかと、非常に大きな三つのことが問われてきております。この三つをうまく解決するのが「もんじゅ」に象徴されることだったのでございますが、それがとんざしているということの問題をどう解決すればいいかということになるわけでございます。

私は、ここはひとつ、国民の信頼を得るといふのは、厄介なごみと言われるその要素に對してどういうふうに対応していくのか、誠実な対応の姿勢を示すことがむしろ国民の不信を解消していく新たな出発のものになるのではないかと、そういう感じがするわけでございます。

つきましては、「もんじゅ」が現在、御案内のような状況にあるといたしますと、まず需要に見合った規模にフルトニウムの再生産という点で、何と云うんでしようか、専門家の言葉でも一回言っていたいただいて結構でございますが、そういうことを考えると、六ヶ所村の再処理工場の規模というのはいま一度見直しまして、規模抑制、どの程度抑制すればいいのかもう一回見

直す必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(加藤康宏君) 使用済み燃料は我々は資源と考えておりまして、その中に含まれておりますフルトニウムを再利用しているというものが我々の基本的な考え方でございます。それからもう一点、「もんじゅ」とか高速増殖炉は非常に将来のものでございまして、将来のエネルギー確保のためにそういう技術を確立していきたいということでございます。

現実の六ヶ所村の再処理工場は年間八百トンの処理規模でございますが、そこから得られますフルトニウムは、必ずしも高速炉ということじゃなく、プルサーマルとしまして現実の現存する軽水炉で使っていくということもございまして、そういう意味で、需要に見合った規模と先ほど御指摘いただきましたが、プルサーマル計画で現在の軽水炉で燃やしていく分につきましては十分処理できる量と考えている次第でございます。

○川橋幸子君 現在検討中のことが多々ありお答えにくいことはわかるのでございますけれども、今までの路線のままで余り見直す必要はないというふうなそんなニュアンスで私は聞かえてしまっています。私にとつては残念な感じを抱かざるを得ないのでございますが、需要に見合った規模にすると言ったさうしては、必要に迫られては、そのあたりはチェックを常時お願いしたいと思います。

さて、原子力発電の新增設といえますのもさまざま、核燃料サイクルといえますが、「もんじゅ」以降の一連の問題に對して出てくるわけでございます。九四年のエネルギー将来需給の見直しに基づいて今は原子力発電のこれからの設備投資も検討されているのではないかと、さきの見直しは九四年というふうな何と云うことを考えます。その見直しの時期に來るといふことを考えますと、原子力発電の新增設についても抑制というそういう国の姿勢がそろそろ出ていいのではない

かと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(山口實裕君) お答えいたします。先生御指摘の九四年の見直しの後、「もんじゅ」の事故等の状況も踏まえまして、総合エネルギー調査会の基本政策小委員会、さらには原子力部会という二つの部会でエネルギー全体の今後の長期的な見直し、とりわけその中の原子力の位置づけ、進め方について検討してまいりまして、それぞれ、昨年末、原子力部会についてはことしの一月末に報告が出たところでございます。

それらの報告、議論を踏まえまして、アジア地域を中心とした今後の世界のエネルギー消費の堅調な伸びというのを背景としますと、資源に乏しい我が国にとりましてはエネルギーの安定供給を確保するということが一層重要な課題になっていくということもございまして、それから、とりわけ化石燃料の消費に伴いまして発生しますCO₂の排出によりまして地球温暖化問題、いわゆる地球温暖化問題への対応も重要だということ認識でございます。

こういった状況にかんがみまして、供給の安定性、環境特性の点ですぐれており、さらに発電コストの安定性という点ですぐれた特性を有しております原子力発電は重要なエネルギー源であるということ、既に我が国の総発電量の約三割を担っているところでございます。

今後とも、省エネルギーの徹底、新エネルギー開発導入に最大限努力することと並行しまして、安全の確保及び平和利用の堅持を大前提にしました。さらに国民の理解と協力を得ながら着実に原子力開発を進めていくことが重要であるというふうな認識しております。

○川橋幸子君 私、本当に素人ですからわからないことをわからないと云ってしまうのですけれども、CO₂の排出量、日本がことし京都の国際会議まで招致しまして熱心に取り組んでいるというのにはよくわかるのでございまして、CO₂の抑制について原子力発電の寄与度というのはいまに大きいのかどうか、ほかにもCO₂の発

生源はたくさんあるような気がいたしました。その辺は少々わからないのでございます。でもまあこの場で何っても仕方ございませんで、またわからない点はお教えいただきたいと思いますが、国民的な信頼を得るように説明をしてくださるということでございますので、その説明をよろしく願いたいと思っております。どうもありがとうございます。

そこで、また科技厅の方に質問を返したいと思っております。

原子力発電は動かさざるを得ない、動かなければ日本のエネルギーは賄えないというのは私もよくわかっております。動かす以上は、使用済み燃料といいますが、私はこの場ではごみと称しておりますけれども、そういうものが出てくるわけですか、貯蔵するのでしょうか、これも言葉が難しい、ごみという貯蔵も保管も変なんですけれども、現在のところは六ヶ所村と、それから発電所があるその施設の立地場所ということになっております。

ごみの発想で伺いますと、やっぱりごみは、ごみ持ち帰り運動なんという言葉もございませうに、それによって受益をする消費地でその貯蔵というのをご考えるべきではないかという話が出てきているわけでございますが、新たな貯蔵場所というものを検討していただくというのはいかがでございませうか。これは大臣にお尋ねさせていただきますか。

○国務大臣(近岡理一郎君) 使用済み燃料保管につきましましては、幾つかの発電所におきまして、その貯蔵能力の増強を地元の理解を得ながら行ってきたわけでありまして、さらに、長期的な対応として、二〇一〇年を目途に、発電所敷地外における貯蔵も可能となるような所要の環境整備につきました早期に結論を得るべく、当庁並びに通産省及び事業者等から成る使用済み燃料貯蔵対策検討会を設置いたしました。三月より検討を開始したところでございます。

発電所の敷地外における貯蔵につきまして、現時点で特定の立地地点の見通しを有しているわけではございませんが、当庁としましては、今後、通産省と連携をとりながら、今申し上げました検討会の場等を通じて議論を深めてまいりたい、このように思っています。

○川橋幸子君 新たな場所について、ぜひ御工夫いただきたいと思います。

そこで、先ほどどうプルサーマル計画、質問にもありましたし、私の答弁にも局長の方からお答えいただいております。プルサーマル計画でございますが、このプルサーマル計画といいますが、やはり高速増殖炉の計画がとんざしたための代替的な計画という感じが急浮上したような印象があるわけでございます。原子炉の制御というのは、通常のウランを燃やすよりもプルトリウムをまぜればその安全性の確保というのは難しくなることは当然かと思っております。

そういう意味で、プルサーマル計画を浮上させてこれでやっていくしかないという、そういう現状であるとするれば、その技術面の安全性などにつきまして格段の努力が必要を感じております。

この点についてお尋ねいたします。

○政府委員(加藤康宏君) まず最初に、プルサーマルという考え方は、我が国も高速増殖炉の開発をしようとして、これは昭和三十年ごろだったかと思っておりますが、そのころから軽水炉でプルトリウムを燃やそうという構想がございまして、それ以降の長期計画におきましては、プルサーマルと新型転換炉、そういうもので当面プルトリウムを燃やして将来的には高速増殖炉につなごう、こういう話でございまして、急浮上したというよりも、前からそういうことが計画されておりました、だんだん現実のものになってきた、いよいよ実施する段階になってきたということで御理解いただきたいと思います。

なお、それから安全性の点につきましても御指摘がございましたけれども、既に欧米諸国におきましては、一九六〇年代からプルサーマルが着実に進められておりまして、諸外国では千六百体を超える実績、我が国では数体の実験的なものに加えて、「ふげん」ではかなりの経験がございまして、いずれにせよ、当然プルトリウムとウランのMOX燃料といいますが、混合燃料とウラン燃料と比べると、我々としては技術はもう完成されているものと考えている次第でございます。

したがって、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、先般の閣議了解を踏まえまして、立地地域の方々あるいは国民の理解を得られるよう最大限努力してまいりたいと考える次第でございます。

○川橋幸子君 言葉は悪いですが、私はいつも役所側の御答弁を伺っていますと、物は言いようだからという気がしてしまうのでございます。

従来からこうであって、今度こそ従来からの考え方が軌道に乗るというような、そういう御説明には私はくみみしない人間でございます。

それでは最後に、余剰プルトリウムの蓄積といいますが、これも役所の方ではそういう表現については異論があるかも知れませんが、現実という目から、意地悪な目で諸外国の方からは監視の目が入ってくるわけでございます。特にアメリカの場合は、日本のプルトリウムに対して、不思議な感じがするんですけれども、日米防衛協力ということがある中で日本のプルトリウムに対して非常に厳しい目を持っていると私は何とております。

こういうことから考えますと、これから余剰プルトリウムがふえていくといたしますと、余計日本そのうした問題に対する、日本政府に対する意識、政策に対する政府の対応に対して監視の目が強くなっていくような気がいたします。

ということで、まず一つ、ごみを出さない工夫、夢のような工夫があるのかどうかはわかりませんけれども、もう一回初心に立ち返って基礎研究からこうした問題に取り組んでいただくという、そういう基礎研究重視の姿勢を核の問題にも核燃料の問題にも示していただきたいと、私の希望でございます。

そうした点から、夢を語る原子力政策ではなくて、現実を説明して困難さを打開するその道を説明する、そういう原子力政策に転換していただきたいと思っておりますが、もう時間もございませんで、大臣から一言伺って終わりたいと思っております。

○政府委員(加藤康宏君) まず最初に、国際的なプルトリウムのことでございませうけれども、我が国としましては、プルトリウムの問題は透明性を大事にするというところで、余剰のプルトリウムを持たないという政策のもとに、当然先ほどございましたIAEAの保障措置等も受けておりまして、国際的な理解も十分得てやっておりますので、それから、基礎研究に戻って原子力を見直すという話もございました。特に、高レベルの廃棄物の処理処分に関連したものにございましては、なおいろんな基礎研究が必要でございます。放射性核種を消滅するような夢のある分野もございませう、そういうようなことでございませうので、またそういう夢の多いことをご存じなさいまして、そういう基礎研究を重視しながら原子力を進めていきたいと思います。

○立木洋君 この法律は、CTBTの条約を批准するに当たって、それを履行するための一部改正であるというふうな承知しております。私は妥当なものであるというふうな承知しております。CTBTの本来の問題に關しては、きのう一日、外務委員会でのいろいろお尋ねしましたから、そのことは省いて、きょうは特に核燃料物質の規制の問題に關して、若干この法案と関連してお尋ねしたいというふうな思っています。

プルトリウムが核に利用されやすいということからは前々から言われておりますし、とりわけこの問題に対しては、今お話がありましたように、プル

せんけれども、もう一回初心に立ち返って基礎研究からこうした問題に取り組んでいただくという、そういう基礎研究重視の姿勢を核の問題にも核燃料の問題にも示していただきたいと、私の希望でございます。

プルトリウムが核に利用されやすいということからは前々から言われておりますし、とりわけこの問題に対しては、今お話がありましたように、プル

トニウムの需給の透明性あるいはバランスの維持等々については非常に注意を払わなければならぬ問題として求められてきたというふうな考えであるわけだ。

ですから、原子力白書で、一九九四年初めてこの問題に対しての需給バランス等の内容が公表されるようになりまして、九五年十月にも同じように原子力白書によって公表されております。ところが、その後、一九九五年の十二月に、「もんじゅ」での事故が起りました。プルトニウムの消費に対するいわゆる見通しが立たなくなりました。こういう事態が生じたわけだ。

私は、ここに平成八年、つまり一九九六年十二月の原子力委員会の原子力白書というのを持ってきているわけですが、ここに書かれてある我が国のプルトニウム需給見通しというのは、前の年のものが記載されているんです。新しい数字にはなっていないんです。つまり、プルトニウムは平成七年の白書で示された需給の見通しがそのまま掲載されているわけだ。

現在の状況のもとでは検討されているというふうな先ほどお話がありましたけれども、現実には需給の見通しが立たなくなっているのではないかと、一体どうなっているのかということを見通しにたいです。今のプルトニウムの需給の見通しについてはどうなっているのか、いかがでしょうか。

○政府委員(加藤康宏君) 今、先生が御指摘のプルトニウムの話は、平成七年の八月に立てたものでございまして、実はそれ以降改定してございませ

ん。我が国におきましては、先ほどから申し上げておりますが、核燃料サイクルを進めていく上でプルトニウムの利用状況をより透明性のあるものにしていく努力はしているわけだ。そのために長期的な二〇一〇年ごろまでのプルトニウムの需給見通しをつくらなければならない、それが先ほどのことだ。そのプルトニウムの需給の見通しは関連する計画の進捗状況によって変わる

ものでございまして、現在示されている需給見通しも変わり得る、そういう前提のものであります。現在におきましては、「もんじゅ」の事故とか東海の再処理工場アスファルト処理施設の事故等でプルトニウム需給の見通しにかかわる状況の変化はございますけれども、大きな目で見ますと、基本的には使用済み燃料を再処理して回収されるプルトニウムを利用していくという核燃料サイクルの重要性は変わりようがございませぬ。状況の変化につきましてはよく見きわめながら、先ほど申しました余剰のプルトニウムを持たないという原則のもとに適切に進めていきたいと考えている次第でございます。

○立木洋君 加藤さん、一九九五年の八月以降見直しを行っていないということ自身がだめなんですよ、おかしいんです。「もんじゅ」の問題があつてプルトニウムの消費に対する見通しが変わつてきたわけだ。その当時の、一九九五年の八月時点に基づくプルトニウムの需給の見通しについてはバランスをとつて書いてあるじゃないですか。これから後変わつていくんですよ。

私は言いますけれども、「もんじゅ」の問題というのは、技術的な問題だけでなく地元で稼働する見込みがないんです。再稼働ができるかどうかめどが立っていないじゃないですか。「ふげん」は再稼働しましたけれども、これも満杯になっていく使用済み核燃料の貯蔵問題の解決と「ふげん」の位置づけの明確化が条件として取り上げられて、現地紙も見通しが不明であるというふうな報道をしております。さらに、動燃の東海再処理工場の停止など、プルトニウムの需給は今後も当面明らかにできる状況にはないんじゃないですか。

ここに書いてある内容をあれしますと、一九九四年から一九九〇年代末までの国内累積需要といふのは、「常陽」、「もんじゅ」、「ふげん」、合わせて約四トンです。そして、同じようにこの供給についても約四トンになっております、東海再処理

工場及びその既返還分。ところが、「もんじゅ」はだめなんです。それより小型の「常陽」で使われるのがどれくらいになるのか。さらに問題は、二〇〇〇年から二〇一〇年までの年ベースの需給の問題も、供給の問題もバランスが合うように五トン、五トンというふうになっております。しかし、そこに出されている需要の面からいえば、「もんじゅ」はまだまだ再開の見通しができていない。

それから、高速増殖実証炉は「もんじゅ」が動かなければスタートしないんですよ。そして、建設が始まったとしても数年かかる。設置の場所さえ決まっていない。ここで、この高速増殖実証炉は年間〇・七トン需要が生じるという事態が起るんじゃないか。

さらに問題なのは、フルMOX-ABWRについても、大間あるいは柏崎、福島などが挙げられていますけれども、すぐにフルMOXにいくわけではないわけだ。そうすると、ここで出されている年間一・一トン需要が生じるというのは、そのとおりでいいんじゃないか。

さらに、軽水炉MOX燃料利用、これについても地元自治体はまだ受け入れていないんです。先ほど、長官がおっしゃいましたけれども、いろいろ話をしていますけれども、なかなか動く状態になつていない。そうすると、これは年間二・六トン需要が生じると言っているけれども、この見通しで果たしていいんですか。

問題は、これについてバランスが合うように六ヶ所村の再処理工場では四・八トン供給ができる、東海再処理工場では〇・二トン年間供給ができる、この数字でいいんですか。そして、これから二〇一〇年までの間にイギリスやフランスなんかで再処理してもらつたプルトニウムやMOX等が三十トン入ってくる。

全体的にバランスよく考えるならば、需給の見通しというのはいらないんじゃないですか。こういう状態になると過剰プルトニウムが生じる、剰余プルトニウムが生じると世界からの目、今もお

話がありましたように、より厳しくなってくるんです。いつプルトニウムの需給見通しが明確な形で出せるんですか。何年の何月までに出来るかという問題について明確にひとつとしていただきたいと思います。

○政府委員(加藤康宏君) 先ほどから申し上げておりますこのプルトニウム需給の見通しというのは約二年前のものでございまして、非常にいろいろな仮定を置いているわけだ。それで、いつごろこれが見直せるかということでございますが、当然我々も二年前のものもずっとこのまま使うというわけではございません。いずれの時期には見直さなきゃいけないと考えております。

一つの考え方としては、先ほど申しました高速増殖炉懇談会、原子力委員会がやつておりますが、そういうところで高速増殖炉の開発の見通し、そういうのが定まればそれに従つてまた検討はできますし、再処理工場につきましても再開の見通しをどう考えるか、そういうのがまればそちらの方も出てくると思つたので、それぞれのことをお案しながら適切なタイミングで見直しをしたと考えている次第でございます。

○立木洋君 いや、そういう答弁では私は困ると言っているんですよ。先ほどあなた御自身がおっしゃつた、プルトニウムの需給の透明性を高める、こういう必要が国際的にも起つてきている。だから、日本では平和利用に完全に徹する、民生の利用に徹するため余剰のプルトニウムは持ちませんが、こういう方向で透明性を高めることの必要性から一九九四年に初めて原子力白書で公表したわけだ。それが二年たつたら、もう崩れちゃつたんですよ。崩れちゃつたのを見通しはまだ変えていない。これから先検討して必要な時期に改定するというふうなことでは、国際的に果たして納得できるだろうかという問題を私は指摘しておきたいと思つた。

これは先日の五月二十四日の新聞に報道された

ものです。元アメリカ国防総省の戦略家ダニエル・エルズバーク氏が、日本は数週間核武装可能な、いわゆる仮想核保有国、こういうふうな言っているんです。これは事実かどうかという意味合いのことじゃないんです。彼がそう言っているというを紹介するだけなんです。エネルギー政策により大量のプルトニウムを保持することで、核保有国になる選択肢を捨てていないというのが世界の共通認識だ」と、ことしの五月二十四日に出されているんです。

問題について言うならば、世界でプルトニウムの利用は、日本が幾ら民生利用だと言いつても、現実には需給のバランスや需給の透明性が明らかになるような状態にしなければ、こういう考え方や批判というのがあります。強まってくるといふふうなことになるを得ないんじゃないかという懸念を非常に私としてはするわけです。

我々は、「もんじゅ」の事故以後、プルトニウムのリサイクル路線が破綻になったことは明白なんです。この問題についてはよく御検討していただきたいということをお願いしました。当初は、近岡長官もこの問題についてはいろいろ条件をつけられたものの、プルトニウム計画の再検討もあり得るだろうというふうな答弁をいただいたんです。その後、今お話がありましたように、二月四日の閣議の後、動燃改革に当たってプルトニウムのリサイクル計画には手をつけることができないと。それで、さらに日本のエネルギーの利用から、プルトニウムの計画の再検討だけではなく、社会的に厳しい問題があるわけですから、そういう問題を考える必要があるのではないかと、そういうことを重ねて私としては述べたいわけです。

今、需給のバランスや需給の透明度が明確にできないような状態に現実になっているんです。この問題を非常に重視しなければならぬと思うんです。なぜ九四年からこの需給のバランスを公表するようになったのか、需給の透明性を高めるために公表するようになったのかという原点をもう一度考え直していただくならば、原子力基本法に

基づく平和利用に徹する、そして規制もきちっとしなければならぬ、国際的にも非難を受けるような状態にならないようにきちっとした態度をとることによって初めてこうした問題は解消できることになるわけです。

私たちは、そういう意味からこの計画を再検討すべきではないかということをお願いしてきたわけです。そういう状況にあるということですから、長官、今の時点で一言。

○政府委員(加藤康宏君) 国際的な透明性の点でございませうけれども、我々二年前に需給の見直しというのはいくつかの形で出させていた。日本が、毎年白書におきまして、日本がどれだけプルトニウムを持っているかという実際の在庫量、見直しはできていないかという点についてはきちっと公表してございまして、そういうことは世界にいつとも示しているわけではございません。IAEAもそれを確認しているわけではございません。それから、プルトニウムのことにつきましていろいろ御指摘がございましたが、先ほど大臣も答弁されましたように、先般の閣議了解に従って着実に進めていきたいと考えている次第でございます。

○国務大臣(近岡理一郎君) ただいまも答えましたわけですが、日本の場合はどうしても平和利用に徹する、これを貫かなきゃならないと思っております。そういう意味で、今局長から答弁があったわけですが、なお整理して、透明性を確保するために必要なことがあるならば、もつと方法その他があるかどうか検討させてみたいと思います。

○立木洋君 私、政府が発表された一九九五年八月時点での状況に基づいて、現実起こっている今の日本の需要の状況あるいは供給の状況、これが見通しが立たないという根拠を示して指摘したわけですが、このプルトニウムが現在日本にどれだけ

あるかというふうな問題だけでなく、これからどう動いていくか、年々動いていくものですか、そういう問題について科学的な根拠のある態度を明確にすることによって初めて国際的にも理解を得ることになり得るだろうと思っております。私たちはこのリサイクルの問題については賛成ではありませぬけれども、少なくともそういうことは規制の問題、平和利用のみに徹するという観点からいっても私は非常に大切だということをお願いして申述べておきたいと思っております。

最後に、若干問題は違いますが、一言お尋ねしておきたいんですが、兵庫の南部地震を踏まえて原子力施設の耐震設計審査指針が問題になりました。この問題については、原子力安全委員会での審査指針については問題がないというふうな報告が出されたわけですが、これについては私もその当時質問をいたしました。

ところが、その後私はいろいろ調べてみたんですが、九五年の九月に出された兵庫南部地震を受けた原子力発電所の耐震安全検討会は、神戸大学に設置された地震計により観測された地震動を岩盤のデータとして耐震指針の妥当性の検討を行った、現行の指針は妥当だという結論を出しました。

確認しておきたいのは、神戸大学で得られた応答スペクトルは長周期側、つまり周期が一秒前後であるが、日本で最大の地震が考慮された浜岡原発三号、四号の設計地震動は上回っているわけです。さらに、浜岡より小さな地震動を想定している大飯原発などでは〇・七秒前後で既に上回っているということが確認できます。さらに、大飯三号機の想定地震動と神戸大学で得られた地震動を比較すると、神戸の地震動が〇・七秒付近で大飯三号機の想定地震動を超えているわけです。大飯三号機の格納容器と遮へい壁を兼用するPCコンクリート製の原子炉建屋の固有振動数は、南北の方向が〇・六四秒です。東西の方向が〇・五八七秒になっております。この振動数を見るならば、決して主要機器は短周期だからよいという結

論には私はならないというふうな思っているわけです。この点に関して当時の原子力安全局長の宮林さんの答弁によりまして、「原子炉施設の安全上重要な建物とか建築物、機器あるいは配管系といったような剛構造でございまして、どちらかといいますと固有周期は短周期側に集中しております。したがって、長周期側につきましては問題としなくてよろしい」、こういうふうな私たちに評価していただきまして、このように答弁をいただいたわけですが、こういう答弁をなさったわけですね。

しかし、原発の主要機器は短周期だから大丈夫だという理由は、逆に言えば短周期側のデータしか必要がないということになるんじゃないでしょうか。それではなぜ零秒から三秒、四秒程度までの応答スペクトルを考慮して耐震審査を行うのか。もしこのように理由が正しいとすれば、いわゆる耐震指針の考え方を軽く扱っていいと。長周期は問題にする必要がないということになるんだ。耐震基準そのものに対する態度がいかにけちなものにならざるを得なくなるんじゃないかというふうな指摘せざるを得ないんです。改め、その後私の調べた内容も含めて、今の点についてお答えいただきたい。

○説明員(都甲泰正君) それではお答え申し上げます。最初に、原子力安全委員会で行いました耐震安全検討会の概要をまず御報告申し上げます。最後に具体的に御指摘いただきました点のお答えを申し上げます。

○立木洋君 前段の方は私知っておりますから、後の方だけで結構です。

○説明員(都甲泰正君) はい、わかりました。確かにこの報告書では、まず神戸大学の地震計の設置地点の地盤につきまして、私どもの耐震安全検討会で実際に現地調査を行って詳細な調査を行ったところでございます。それで、耐震設計指針で言っております岩盤に相当する地盤ではないということが判明いたしました。このため神

戸大学における地震計の観測記録は表層地盤による増幅などの影響があったものと、このように判断したわけでございます。

それから、今、委員御指摘の原子炉施設の安全上重要な建物・構築物、機器・配管系は剛構造になつておるといふことでございまして、それとこれらの固有周期が短周期側に集中している。

今、委員の御指摘は、もし短周期側に集中しているなら長周期側のデータはなくてもいいんではないかという御趣旨かと思うのでございまして、これは実は地盤との関係がかなりございまして、耐震設計を具体的にいろいろ固周期を持つとか機器・配管系がどう固周期を持つとかというのは地盤との関係が密接でございまして、あらかじめ指針で短周期側だけを想定しておけばいいといふふうにするのができないわけでございます。

それで、指針で言っておりますように、かなり広い範囲の固有周期の範囲を評価対象といたしまして、それで実際の固有の発電所の設計が出てまいりましたときに、それを指針と検討いたしました。て妥当性を評価しておるところでございます。

○立木洋君 短周期だけでいいんではないかといふふうに言つたのは政府委員が言つたんです。私がつたのではありません。

ですから、委員長さんが言われたのは、私は正確だと思つて。だから、零秒から三秒、四秒までを耐震基準にしてあるわけですから、長周期の問題も当然地盤との関係で考慮に入れなければならぬという回答をいただいたことは、私は適切なと思うんです。それは、前回の官林局長の発言が間違つてたといふことを立証されたわけですから、ありがとうございます。

○矢田部理君 C T B T条約が発効するということがございますと、核兵器の実験的爆発あるいはその他の核爆発も含めて国際法上違法ということになりませぬ。

○政府委員(河村武和君) 今、矢田部委員が言われました義務といふのは条約の第一条にござ

いまして、「締約国は、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発を実施せず」ということでございまして、これを実施しました場合にはこの条約に違反する、こういうこととございまして。

○矢田部理君 だから、違法ということになりませぬ。

○政府委員(河村武和君) 違反します。

○矢田部理君 違反するということは国際法上違法ということになりますね。

その違法で禁止された行為を国内的に担保するため今回のこの原子炉等規制法の改正がなされるというところになる筋道だと思つて、核爆発を生じさせた者についてはこれを犯罪として刑罰を科すといふのが国内法の建前です。それはそれとおりでいいんでしようか。

○政府委員(池田要君) 原子炉等規制法におきまして、先生が御指摘のような場合には処罰の対象にするとしてございまして。

○矢田部理君 そこで私は、大変重大な疑問を感じるのであります。核実験で爆発させた者は犯罪だと、違法だと。刑事罰をもって処罰をする。戦争で核兵器を使用させた者は違法にならないんですか。こちら辺はどうでしょうか。

○政府委員(河村武和君) 今言われましたことは C T B Tの枠外のこととございまして、この枠外でどういふかあいに考えるかといふ話だろうと思つて。

○矢田部理君 いや、考えるかじゃなくて違法にしないのかといふこと。

○政府委員(河村武和君) いわゆる C T B T上、核兵器の使用が核爆発に該当して禁止されているのではないかとこのこととございまして、そういうことではないといふこととございまして、それ

○矢田部理君 実験で爆発させたら違法で犯罪で処罰する、いいですか。本番で使つて、これは当然実験が違法になるなら本番も違法になるのが当たり前じゃないかといふのが私の主張なんです。が、いかがなものかと、こう言つておるんです。

○政府委員(河村武和君) この C T B Tがまさに使用を禁止していないといふことは国際法的にも認知されている考え方とございまして、それでございまして、こゝに現存しているような場で、例えば国連の決議等の形式において核兵器の使用禁止条約を結んではどうかといふような提案がなされておる、こういう状況でございます。

○矢田部理君 そんな経過や中身は全部知つた上で聞いておるんですよ。いいですか、実験は違法で犯罪で処罰するといふんでしよう。しかし、本番で使つたときは日本政府は逃げ回る、人道問題だ。違法でないなどという態度をとつておるから、頭の均衡を失つておる、違法だといふ。私の理解では、実験やテストが違法だといふなら、しかもこれは犯罪として懲役七年もの処罰をするといふのであれば、本番はもっと重い処罰をせよといふのが私の主張ですが、あなたに聞いてもなかなか答ええないので、これで終わります。

そこで、その次に聞きたいのは、「核爆発を生じさせた者は、七年以下の懲役に処する」。この「生じさせた者」といふのはどういう概念なのか。つまり、例えば核爆発を生じさせるためには大量の技術者、それから関係者や計画立案から核爆発というのを行われるわけですが、その中でどの人を処罰するんですか。どういう範囲で処罰するのかを聞きたい。

○政府委員(池田要君) 私どもの解釈では、今般原子炉等規正法に一点設けましたところは、核爆発を直接的に生じさせた者、もしくはその手伝い等を行った者を処罰するといふことになってございまして、具体的にどこまでといった点については、これは司法の判断といふこともありますが、これから明確に申し上げるのにはなかなか難しいといふこととございまして、核爆発の実施に直接的にせよ間接的にせよ中心的に携わつた者があつたらば、それが処罰の対象になると考えておられます。

○矢田部理君 刑事罰を科すための構成要件ですから、これは厳格にしなきゃならぬわけなんです。立法者が余りはっきりしないんだ、あとは司法の判断にまづんだといふのじゃ立法者としての責任と断つてはいいかと思つておる。やっぱりこの範囲で立法者としては処罰を考へておるか、生じさせた者の範囲を構想しておるかといふことがあつておるべきだと思つておるが、いかがですか。

○政府委員(池田要君) 今般の規定で、私どもの理解では、先ほど実施に中心的に役割を担つたことと、そういうことと、そういふことと、たゞ単に部分的な行為に對して手伝つたとか関与したとかといふことになれば、必ずしもそれは処罰の対象になるといつたことは考えられないのではないかと、いつた意味で申し上げたわけでございます。

○矢田部理君 犯罪といふことになれば、共謀共同正犯論もあれば、お手伝いした従犯もあるわけだ、こういう人たちは処罰されるんでしようね。

○政府委員(池田要君) 先生御指摘のような教唆した者があれば、それは処罰の対象になると考えておられます。

○矢田部理君 それから、これは国外犯も処罰することになっておる。どこかの国で平和的核爆発があつた、土木工事業のためにやつた。それを手伝いに行つたりそこで協力を求められた技術者とか科学者、これも処罰の対象になりますか。

○政府委員(池田要君) 今般の原子炉等規制法におきましては、御指摘のとおり日本国籍を持つた者が海外においてそういう行為に加つたといふことになれば、これは処罰の対象になるということとございまして。

○矢田部理君 この刑事罰は自然人に對して決められておるんでしようかね。法人に對しては処罰はどうかと思つておる。

○政府委員(池田要君) これは自然人だけでござ
います。

○矢田部理君 だから法人はどうなるのか。

○政府委員(池田要君) 法人に対しては対象にし
てございませぬ。

その理由は、法人それ自体が核爆発を生じさせ
るといったことは考えられないわけでございませ
て、現実には法人の構成員たる自然人が行うとい
うことになるわけでございませぬから、今般のこの
法改正におきましては自然人に関して核爆発を生
じさせた場合に処罰する旨規定したところでござ
います。

○矢田部理君 それは承知の上で伺っているんで
すが、つまり核爆発ということになれば、ある個
人が行つてどこかでボタンを押せばすぐ爆発する
ほど単純なものじゃないわけですね。大がかりな
仕掛け、さつき申し上げたように。そうすると、
大きな企業とか法人がやっぱり国家的な事業とし
て引き受けてやるとか、いろんななかかり方があ
るわけですが、自然人だけしか処罰をしない、法
人に対しては制裁規定がないのはいかがかという
ことで問題を指摘しているわけですか。

それからもう一つ、こういうことを行った人た
ちに刑事罰を科して嚴重に処罰することは私は
結構だと思つてますが、これは条約上何が根拠に
なつて刑事罰まで科せしめることになつてい
るのでしょうか。国際的によりの国も同じような関係に
なつていないのかどうか。犯罪として刑事罰を科し
なさいというのが規定上見当たらないのですが、
担保措置としてそこまで求められているのか、各
国ともそういう状況になつていないのかを伺つてお
きたい。

○政府委員(河村武和君) 各国がどういふ法制を
とつていふかということについてでございますけ
れども、御案内のとおり、この条約をまさに批准
するために国会等にお諮りしている国は非常に少
ないでございます。日本がまさにフィジー、カタ
ールに次いで三番目の国でございます。ほかの
国々はまだ条約の提出のための準備過程にあると

いうことでございませぬので、それらの国々の国内
法制がどうなつていふかということについては今
私たちが承知しておりませぬ。

他方、条約自身は、まさに条約の三条でござい
ますけれども、三条におきまして「自国の憲法上
の手續に従ひこの条約に基づく自国の義務を履行
するために必要な措置をとる」ということが規定
をしてございまして、まさにこの規定に従ひまし
て各国がこの条約の実施を担保するために適当と
考へる措置をとる、こういうことになつてござい
ます。

○矢田部理君 原子炉等規制法の七十六条の二と
いうのがありますね。これはたしか七十九年に核物
質防護条約ができた際に処罰規定を置いたとい
う経過だと思つておりますが、これを見ても
「特定核燃料物質をみだりに取り扱うこと
により、その原子核分裂の連鎖反応を引き起こ
し、又はその放射線を発散させて、人の生命、身
体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の
懲役」となつておりますね。今度の立法は生じさ
せただけで、生命、身体に危険を生じさせなく
も七年以下ということになつて、恐らくこの均衡
が一つ問題になつたかと思つてますが、本当はも
うちょっと聞いた上で質問したいんですが、この
核爆発を生じさせて人の生命、身体あるいは財産
に危険を生じさせた者はどうなりますか。

○政府委員(池田要君) これは、ただいま先生が
御指摘になりました七十六条の二、この罰則が適
用されると理解しております。

○矢田部理君 この七十六条の二については、国
外犯にも適用するという条項になつていますか。

○政府委員(池田要君) 今般の規定によりまし
て、現在の七十六条の二、先ほど御指摘があつた
ところでございませぬけれども、この規定も海外で
犯した場合にも適用されるように改正してござい
ます。

○矢田部理君 時間ですから、終わります。
○委員長(猪熊重二君) 他に御発言もないよう
ですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もな
いようですから、これより直ちに採決に入りま
す。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関
する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙
手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(猪熊重二君) 全会一致と認めます。
よつて、本案は全会一致をもって原案とおり可決
すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(猪熊重二君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十三分散会